第5回軽米町議会臨時会

平成元年11月14日(木) 午後 2時00分 開 会

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 軽米町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負

契約の締結に関し議決を求めることについて

○出席議員(12名)

1番 上 山 君 2番 舘 徳 松 君 誠 西 子 3番 江刺家 君 中 村 正 志 君 静 4番 5番 田村 君 坂 久 人 君 せ 2 6番 舘 7番 大 村 税 君 8番 本 田 秀 君 門 9番 細谷地 君 10番 本 幸 男 君 Щ 君 浦 満 雄君 1 1 番 茶屋 隆 12番 松

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 山本 長 賢 君 総括 長 吉 出 君 総 務 課 課 靖 健康福祉課総括課長 坂 下 浩 志 君 地域整備課総括課長 戸田沢 光 彦 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 小 林 千鶴子 局 長 君 君 議 会 事 務 局 任 川島 幸 徳 主 議会事務局主事補 小野家 佳 祐 君 _____

◎開会及び開議の宣告

○議長(松浦満雄君) ただいまから第5回軽米町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。 これから本日の会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎諸般の報告

○議長(松浦満雄君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で町長から議案3件の提出がありました。いずれも印刷配布してございますので、朗読は省略いたします。

本日午後1時から議会運営委員会が開かれ、協議した結果、本臨時会の会期は本日1日間とし、議案3件については、特別委員会を設置しこれに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(松浦満雄君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第1 19条の規定によって、議長において9番 細谷地多門君、10番 山本幸男君の 両名を指名します。

◎会期の決定

○議長(松浦満雄君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日1日間 にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

◎議案第1号から議案第3号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(松浦満雄君) 日程第3、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例から日程第5、議案第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅 新築 (建築) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの3件を 一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、 総務課総括課長 吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長(吉岡 靖君) 議案第1号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が改正されることから、一般職の職員の給与に関する条例のうち、地方公務員法改正の影響を受ける条項を改正するものであります。

地方公務員法改正の内容といたしましては、職員の欠格条項を規定する地方公務 員法第16条において、成年被後見人または被保佐人を規定している第1号が削除 されるもので、その条項を引用する条項及びその改正により影響を受ける各条項を 改正するものであります。具体的な改正箇所は、資料の新旧対照表によりご確認い ただきたいと思います。

議案第1号について、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申しあげます。

- ○議長(松浦満雄君) 議案第2号 軽米町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、健康福祉課総括課長 坂下浩志君。 〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕
- ○健康福祉課総括課長(坂下浩志君) 議案第2号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第2号は、軽米町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表でご説明申し上げます。家庭的保育者の要件を規定する第23条第2項第2号中、法第34条の20第1項第4号を、法第34条の20第1項第3号に改めるものです。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、引用先の児童福祉法第34条の20第1項の1号で規定していた成年被後見人または被保佐人が削除されたことにより、引用していた4号が1号繰り上げられ3号になったことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。以上、説明とさせていただきます。

議案第2号について、ご審議の上、ご議決下さいますようよろしくお願い申しあ げます。

○議長(松浦満雄君) 議案第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築) 工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、地域整備課総括課長 戸 田沢光彦君。

[地域整備課総括課長 戸田沢光彦君登壇]

〇地域整備課総括課長(戸田沢光彦君) 議案第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び軽米町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、新萩田 2 号団地(2 7 区画)町営住宅新築(建築)工事でございます。 工事場所は、岩手県九戸郡軽米町字萩田地内でございます。契約予定金額は、5,916万9,000円となっております。請負者は、岩手県九戸郡軽米町大字上舘 第30地割65番地 株式会社上柿建設 代表取締役 上柿則昭と、請負契約を締結しようとするものでございます。資料1をご覧下さい。工事概要は、木造平屋建て、建築面積234.64㎡、工事期間は、着手が議決の日から起算して7日以内、完成が令和2年3月13日の予定となっております。資料(2)は、工事施工位置図となってございます。

理由は、新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負契約を締結しようとするものであります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(松浦満雄君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案3件については、特別委員会を設置し、これ に付託して審査する予定でございますが、この際総括的な質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案3件については特別委員会を設置し、 これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 異議なしと認めます。

よって特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等審査特別委員会終了まで 休憩します。

◎議案第1号から議案第3号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長(松浦満雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの3件を一括して議題とします。

議案第1号から議案第3号までの3件について、特別委員会での審査結果の報告 を求めます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等審査特別委員会委員長、 舘坂久人君。

〔特別委員長 舘坂久人君登壇〕

○特別委員長(舘坂久人君) 当委員会に付託されました議案は、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第3号 新萩田2号団地 (27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めること についての3件でありました。

中でも、議案第3号、町営住宅新築工事について、活発な議論が行われました。 経過は以上で終わりますが、いずれも活発な議論がなされました。

採決の結果、全員一致で、議案第1号から議案第3号まで可と決したことを報告 いたします。

以上で委員長報告とします。

○議長(松浦満雄君) 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(松浦満雄君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案 第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負契約の締結 に関し議決を求めることについてまでの委員長の報告は可決とするものです。

おはかりします。

議案第1号から議案第3号までの3件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(松浦満雄君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、議案第3号 新萩田2号団地(27区画)町営住宅新築(建築)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの3件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(松浦満雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって第5回軽米町議会臨時会を閉会します。ご苦労さまでした。

(午後 3時41分)